

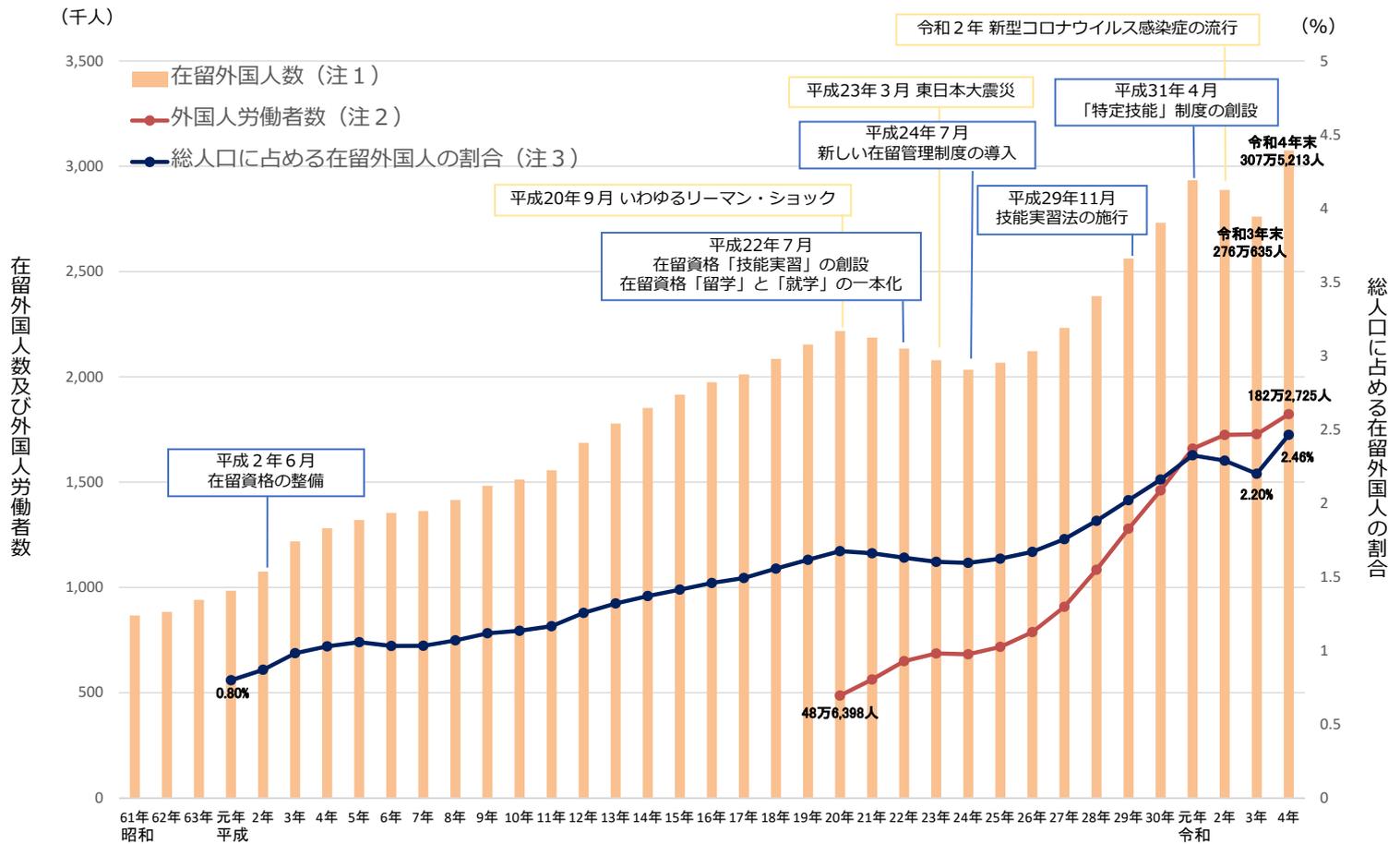
令和5年 日本語教室開設のための研究協議会

空白地域解消に向けたニーズ把握に関するリソース等について



令和5年11月
文化庁国語課地域日本語教育推進室

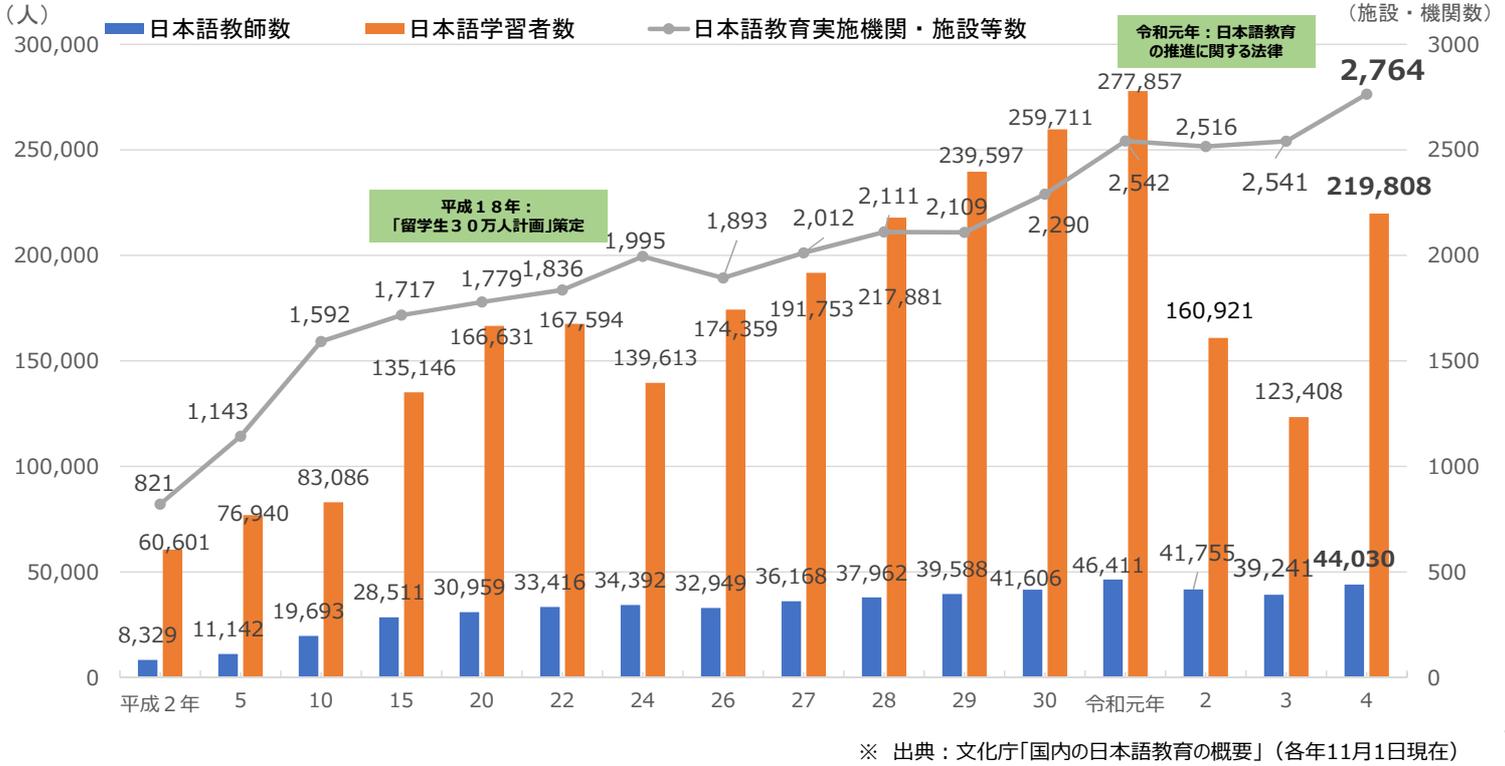
在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

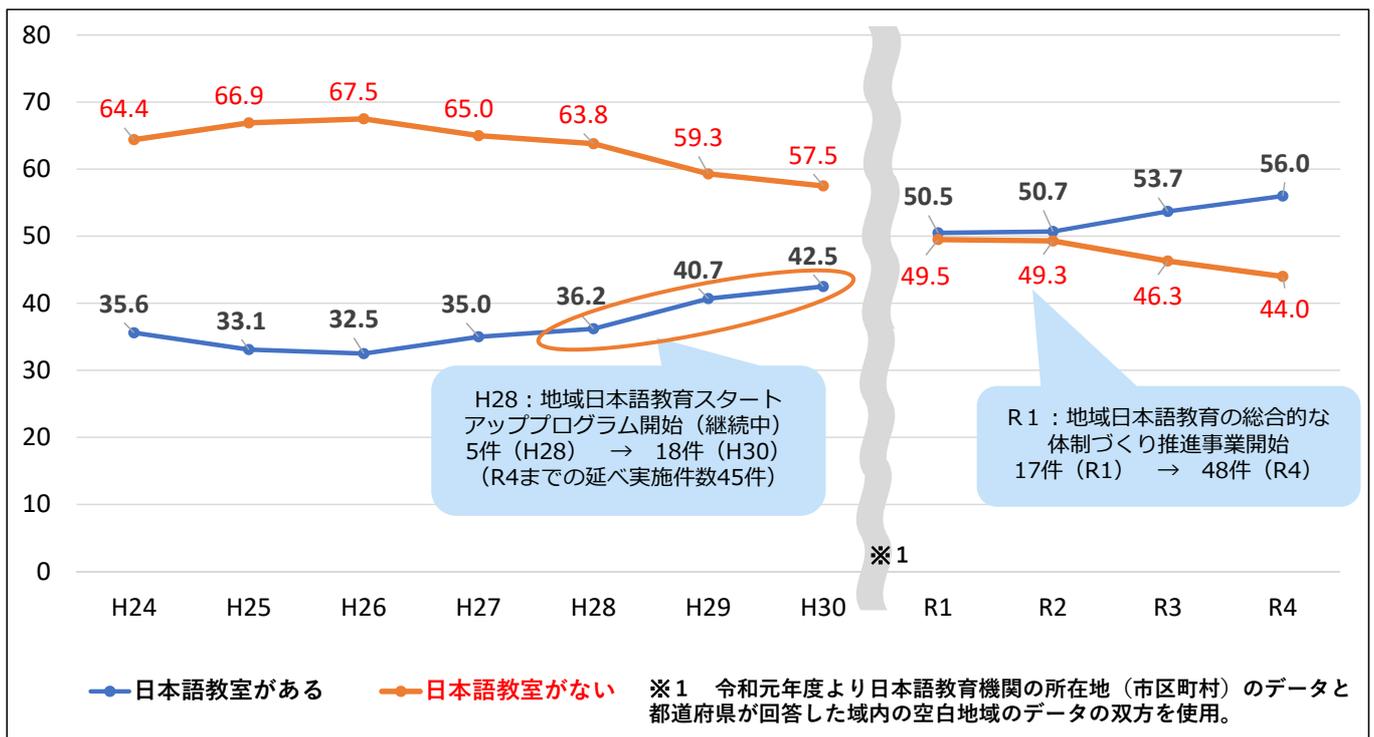
国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、(H22：16.8万→R1：27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22：3.3万→R1：4.6万人)している。



域内に日本語教室がある市区町村の数の推移

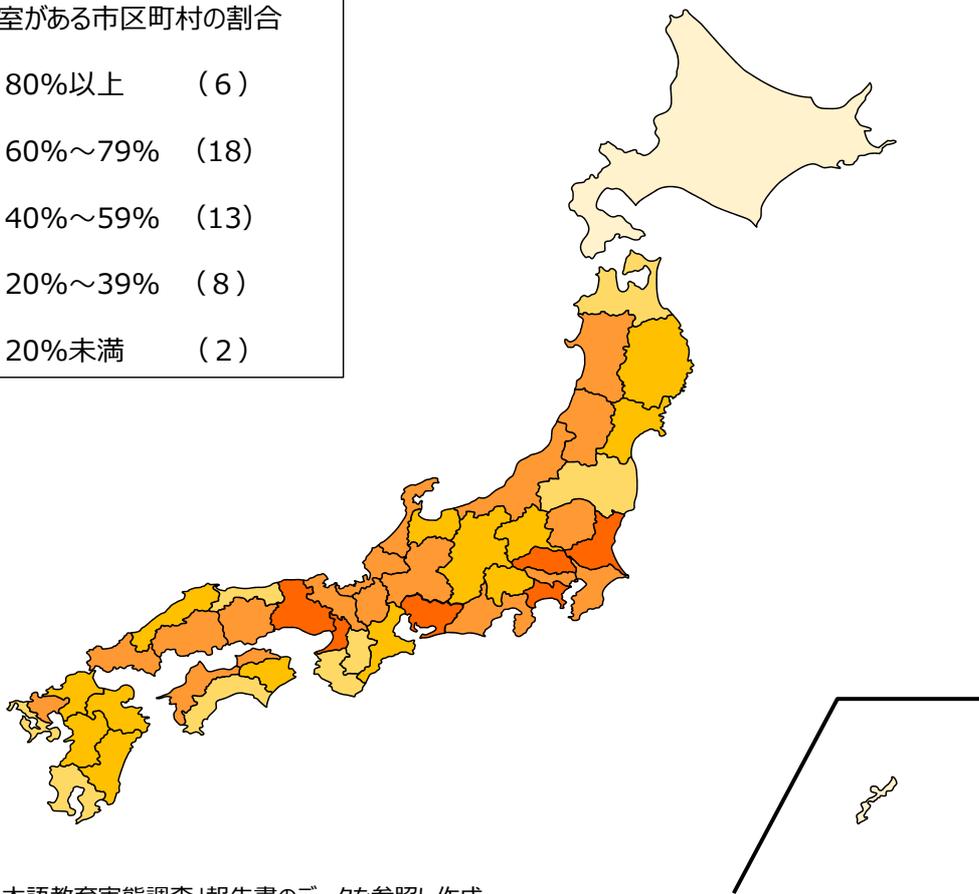
- ・域内に「日本語教室がある」市区町村（政令市の行政区を含む）は令和4年度では56.0%となっている。
- ・「日本語教室空白地域」（※）は平成24年度は64.4%であったが、令和4年度は44.0%となった。



日本語教室がある市区町村の割合（都道府県別）

日本語教室がある市区町村の割合

- : 80%以上 (6)
- : 60%~79% (18)
- : 40%~59% (13)
- : 20%~39% (8)
- : 20%未満 (2)



※文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」報告書のデータを参照し作成

地域日本語教育スタートアッププログラムの概要①

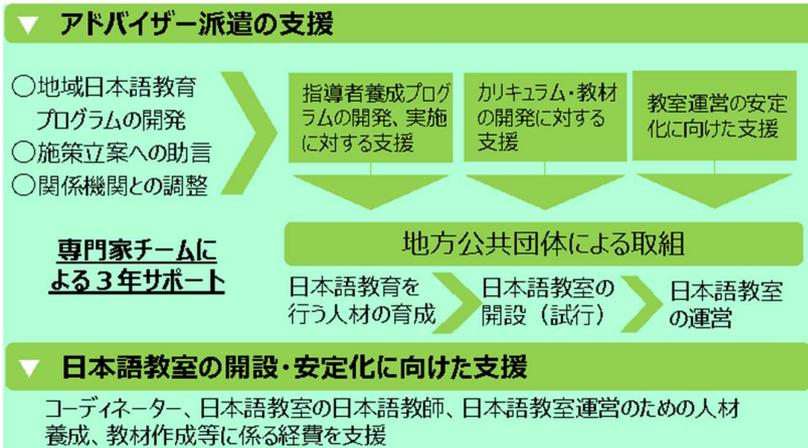
1

令和4年度 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業
地域日本語教育スタートアッププログラム

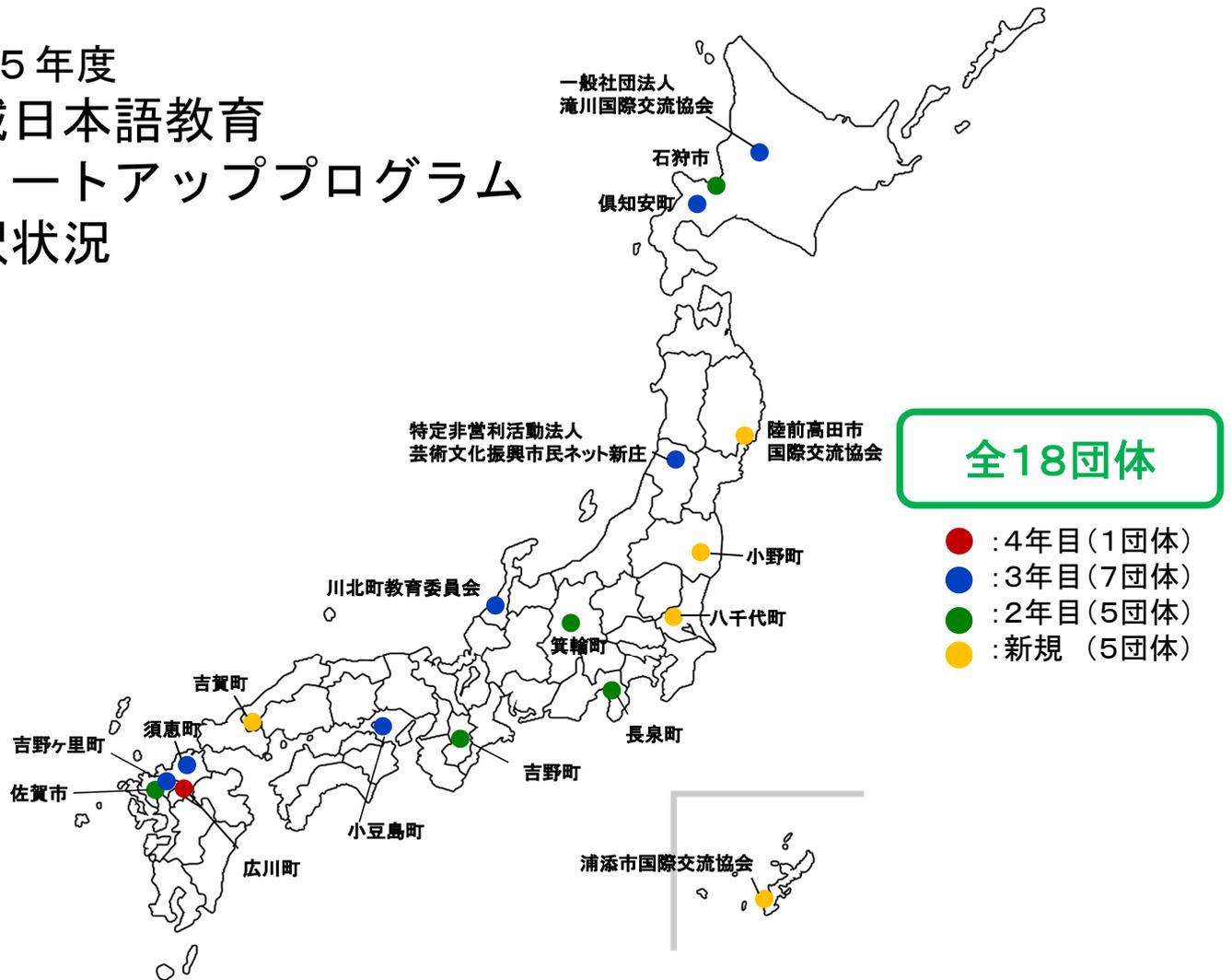
地域日本語教育アドバイザー リスト

(敬称略・五十音順)

1. 阿部 仁美 (あべ ひとみ)
一般社団法人北海道日本語センター 理事
北海道大学 非常勤講師
＜専門分野＞
日本語教育、日本語教室の立ち上げ、日本語教師・日本語学習支援者の育成、「やさしい日本語」の普及
2. 池田 誠 (いけだ まこと)
一般財団法人北海道国際交流センター (HIF) 専務理事/事務局長
＜専門分野＞
地域における外国人材との共生と多様性の推進・日本語教育
3. 石津 みなと (いしづ みなと)
公益財団法人石川県国際交流協会・日本語専任講師
＜専門分野＞
地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、外国につながる子供支援、日本語教師の育成
4. 磯村 美保子 (いそむら みほこ)
名古屋YWCA学院日本語学校 校長
＜専門分野＞
地域における日本語教育、留学生、子供に対する日本語教育、日本語教師の育成
5. 伊東 祐郎 (いとう すけろう)
国際教養大学専門職大学院日本語教育実践領域 代表
元 文化審議会国語分科会 会長
元 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員
元 公益社団法人日本語教育学会 会長
＜専門分野＞
留学生、年少者、生活者に対する日本語教育と日本語教育人材の育成

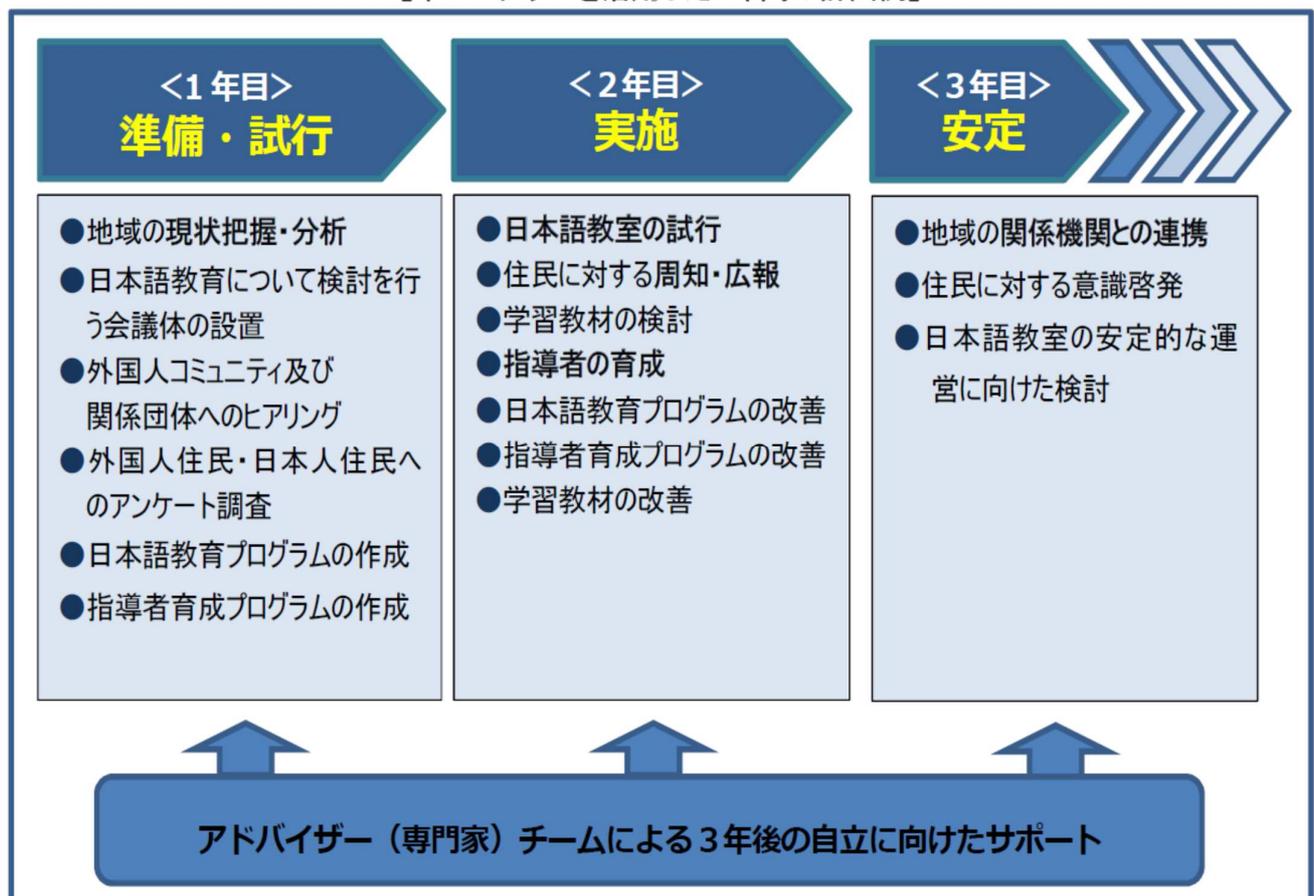


令和5年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 採択状況



地域日本語教育スタートアッププログラムの概要②

【本プログラムを活用した3年間の計画例】



教室立ち上げのきっかけ

- 多文化共生に関する実態調査を行った際に、外国人と地域との接点が少ないことにより、外国人が公的サービスにアクセスできなかったり、孤立したり、日本人側が外国人に対する理解が不足していることが分かったため。（佐賀県）
- 働き手不足のため外国人技能実習生が増加したが、通訳・翻訳の確保が難しくなっているだけでなく、外国人材受入企業等から、市内に日本語教室がなく不便だという声があったため。（鳥取県境港市）

アドバイザーとの繋がり

- 3人のアドバイザーに、各々専門的な知見により関係者だけではなく、地域住民や企業に対しても講演していただいたので、地域における日本語教育の重要性について広く理解が進みました。（京都府舞鶴市）
- アドバイザーとは現在も連絡を取っており、頂いたアドバイスを教室運営に活かしています。本プログラム終了後も町に来ていただいたこともあります。先生方との関係を希薄にはもたないで、今後もつながりを持っていきたい。（鹿児島県長島町）

事業終了後の継続のための工夫

- プログラムの活用にあたっては、事業終了後も継続できる現実的な予算計上が必要です。自治体の現状に合わせて単価を設定し、文化庁が支給する費用以外も準備しておくなど、初期段階から工夫が必要です。（広島県江田島市）
- （事業実施中は）毎年事業の成果と日本語教室の必要性を報告し、最終年度に次年度（終了後）以降の予算要求を行いました。「国際交流多文化共生基本方針」などの根拠があると、予算も確保しやすいと思います。（佐賀県鳥栖市）

※令和2年度地域日本語教育スタートアッププログラム報告書「日本語教室立ち上げハンドブック3」より抜粋

令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

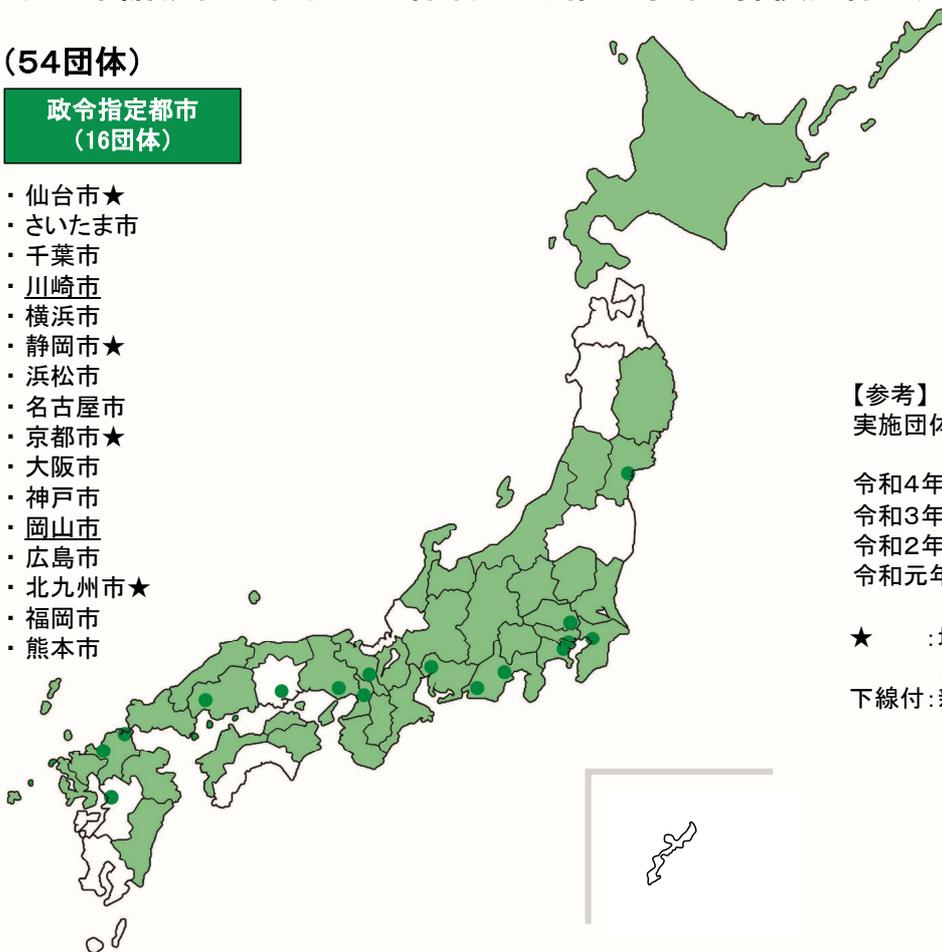
第1次採択(54団体)

都道府県 (38団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

政令指定都市 (16団体)

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】 実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募
下線付: 新規応募団体

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

3

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

（2）海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

5

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
 - 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
- このような状況を踏まえ、本報告は、
- ・ 地方公共団体の**日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの**
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう**日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。**
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、**地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。**



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は**日本語教育の推進に関する基本方針を策定**すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である**B1レベルまでの日本語教育プログラムを編成**すること。

レベル	⇒ A1、A2からB1までを対象とする
学習時間	⇒ 350-520時間程度を想定
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、**専門性を有する日本語教師を一定数確保**すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、**日本語教育推進体制を強化**すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度 13

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ②

1. 地域における日本語教育の体制整備

⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う
都道府県	域内の実情に応じた 日本語教育の体制整備 や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、 域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成 することなどの役割を担う
市町村	都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って 具体化 すること、 地域における日本語教育の指導者を養成 することなどの役割を担う

地域における日本語教育の実施体制について①

【地方公共団体で期待される取組】

市区町村

1. 日本語教育の実施
 - ・日本語教室の設置・運営や都道府県や近隣自治体との連携
 - ・ボランティア団体等の活動に対する支援
2. 日本語指導者の育成
 - ・地域における日本語指導者の育成
3. 個々の外国人等のニーズの把握
 - ・教室設置のための学習者のニーズの把握
 - ・新たな事業を実施するに当たっては、外国人のニーズの把握
4. 日本語教育に関する住民の理解促進
 - ・教室における活動内容の広報
 - ・新たに事業を実施するに当たっては、住民の理解を得ることが重要

※ 1 から 4 に係る予算の確保

出典：地域における日本語教育の推進に向けて
—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—（報告）

地域における日本語教育の実施体制について②

【地方公共団体で期待される取組】

都道府県

1. 指針に基づく域内の日本語教育の体制整備
 - ・域内の日本語教育体制の整備
 - ・域内関係者の連絡会議等の開催
 - ・国が示す日本語教育の内容を参考とした日本語教育の内容・方法の検討
2. 日本語教育の事業を推進する人材の育成
 - ・日本語教育を推進する人材の育成を市区町村と協力して実施
3. 域内の日本語教育のニーズの把握
 - ・域内の日本語教育の実態やニーズの把握を市区町村と協力して実施
4. 日本語教育の活動内容の広報
 - ・日本語教育活動内容の広報

※ 1 から 4 に係る予算や市区町村に対する財政支援に係る予算の確保

出典：地域における日本語教育の推進に向けて
—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—（報告）

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
 - 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
- このような状況を踏まえ、本報告は、
- ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
 レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
 学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	
B1	自立した言語使用者
A2	
A1	基礎段階の言語使用者

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

日本語教室開設に係るよくある懸案事項(例)



- ・ 日本語教育の担当になったものの、どのように日本語教育事業を立案したらいいか分かりません。
- ・ 周囲にどのように賛同を得ていけばいいのでしょうか。

- ・ 予算が付きにくいのですが、どのように事業化するのでしょうか。
- ・ 実際の日本語教育は誰がどのようにやっていくのでしょうか。



日本語教室の実施体制の6つのポイント①

～日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながる～

[ポイント1]

日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

～日本語学習の機会をつくる～

[ポイント2]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語学習の機会をつくる

[ポイント3]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る

出典：地域における日本語教育の推進に向けて
—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—（報告）

日本語教室の実施体制の6つのポイント②

～日本語学習の機会をつくる～

[ポイント4]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関と連携・協働して、日本語教育だけでなく社会生活におけるニーズに対応する

～日本語教室を安定的に運営する日本語教育の取組を広げる～

[ポイント5]

複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する

[ポイント6]

日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する

出典：地域における日本語教育の推進に向けて
—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—（報告）

地域における日本語教育の推進に向けて(報告)

一 地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について 一

文化審議会国語分科会平成28年2月29日

1. はじめに～日本語教育小委員会における審議について～
2. 地域における日本語教育の実施体制について
3. **日本語教育に関する調査の共通利用項目について**
4. 終わりに
5. データ等

別冊[事例集]

3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

【3. 1 共通利用項目の作成の観点、活用方法について】

●日本語能力や学習経験などに関する調査

対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保→実施困難。

都道府県や市町村の調査は、それぞれ調査項目などが異なるため、比較や傾向の把握が困難

●地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、

「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成。

●文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況等について情報収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載・発信するとともに、調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用する。

【3. 2 共通利用項目について】

(外国人の属性等に関する項目)

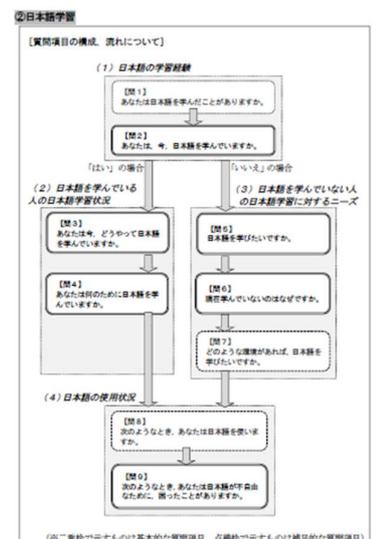
基本的な属性に関する情報や日本の在留年数・滞在予定年数等

(日本語学習に関する項目)

日本語学習経験・希望の有無、日本語学習の方法等

(日本語能力に関する項目)

日本語がどのくらいできるか〔聞く〕〔話す〕〔読む〕〔書く〕
生活場面でどの程度日本語ができるか



①外国人の属性等

問1 あなたの性別はどちらですか。 基本的な質問項目

①男 ②女

問2 あなたの年齢は次のどれですか。 基本的な質問項目

①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳
⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70歳～

問3 あなたの出身は次のどれですか。 基本的な質問項目

①中国 ②韓国・朝鮮 ③フィリピン ④ブラジル ⑤ベトナム
⑥米国 ⑦ペルー ⑧タイ ⑨ネパール ⑩台湾
⑪その他 ()

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。 基本的な質問項目

①特別永住者 ②永住者 ③留学 ④技能実習 ⑤定住者 ⑥日本人の配偶者等
⑦家族滞在 ⑧人文知識・国際業務 ⑨技術 ⑩永住者の配偶者等
⑪技能 ⑫その他

問5 あなたはどのくらい日本で生活していますか。 基本的な質問項目

①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上～10年未満 ⑥10年以上～15年未満
⑦15年以上

問6 あなたはこれから、日本でどのくらい生活する予定ですか。 基本的な質問項目

①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上 ⑥住み続ける
⑦まだ決めていない

問7 仕事をしていますか

①している
②していない (今、探している)
③していない (探していない)

②日本語学習

(1) 日本語の学習経験 ※全員

問1 あなたは日本語を学んだことがありますか。 補足的な質問項目

①ある ②ない

問2 あなたは、今、日本語を学んでいますか。 基本的な質問項目

①学んでいる (一問3, 4, 8, 9へ) ②学んでいない (一問5, 6, 7, 8, 9へ)

(2) 日本語を学んでいる人の日本語学習状況 ※日本語を学んでいる人のみ

問3 あなたは今、どうやって日本語を学んでいますか。 (複数回答可) 基本的な質問項目

①独学で (教科書やテレビ等) ②独学で (インターネットやアプリ等)
③通信教育で ④無料の日本語教室で
⑤有料の日本語教室で ⑥家族から学んでいる
⑦職場で学んでいる ⑧友達 (日本人) から学んでいる
⑨友達 (日本人以外) から学んでいる ⑩周りの会話を聞いて覚えている
⑪その他

問4 あなたは何のために日本語を学んでいますか。 (複数回答可) 基本的な質問項目

①日本で生活していくために必要だから ②日本人との付き合いを応ずるため
③仕事で必要だから ④より良い条件の仕事を探すため
⑤進学や勉強のため ⑥その他

(3) 日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ ※日本語を学んでいない人のみ

問5 日本語を学びたいですか。 基本的な質問項目

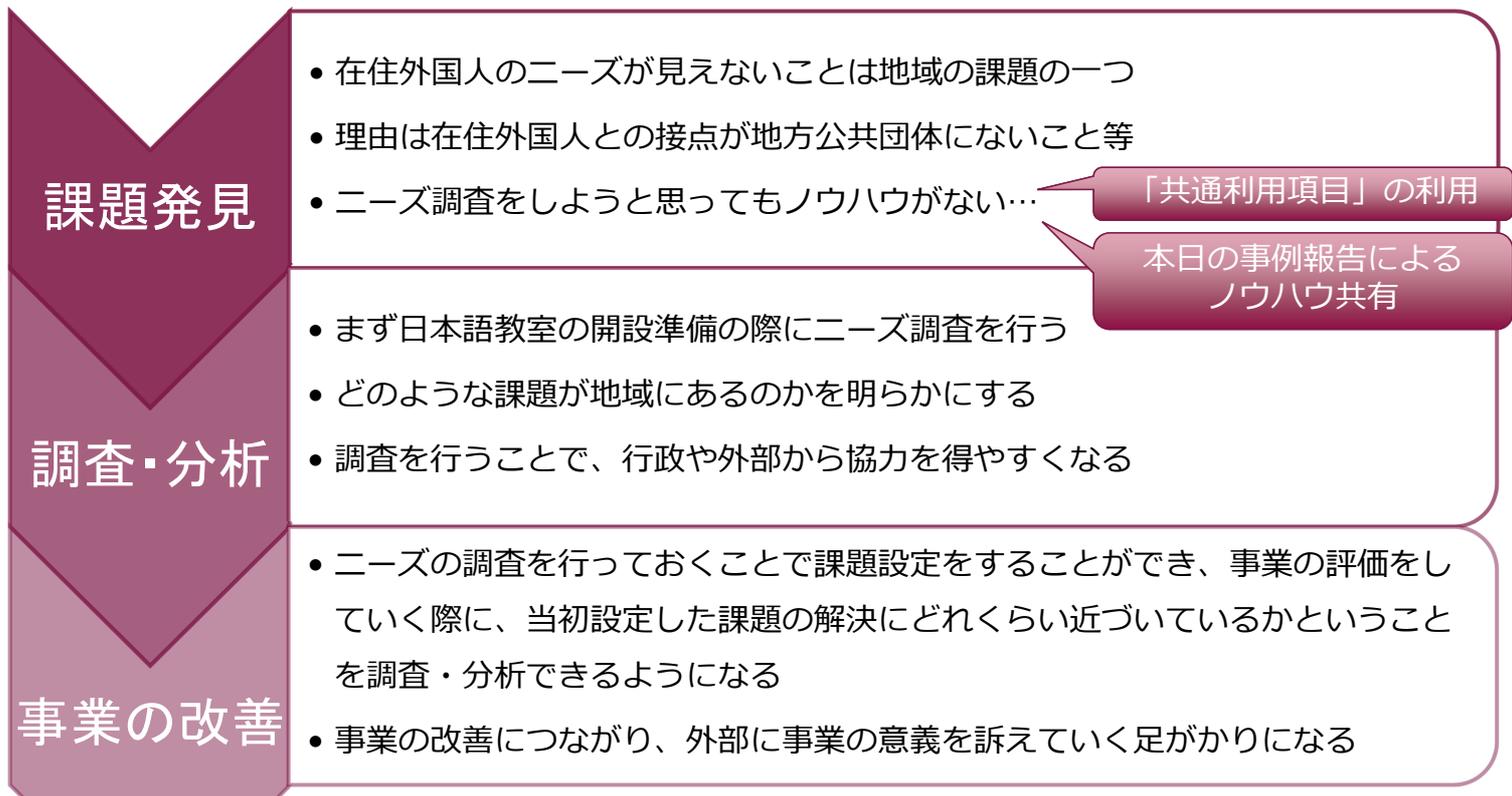
①日本語を学びたい
②日本語を学びたいとは思わない

問6 現在学んでいないのはなぜですか。 (複数回答可) 基本的な質問項目

①もう十分に日本語ができるから ②十分生活ができるから

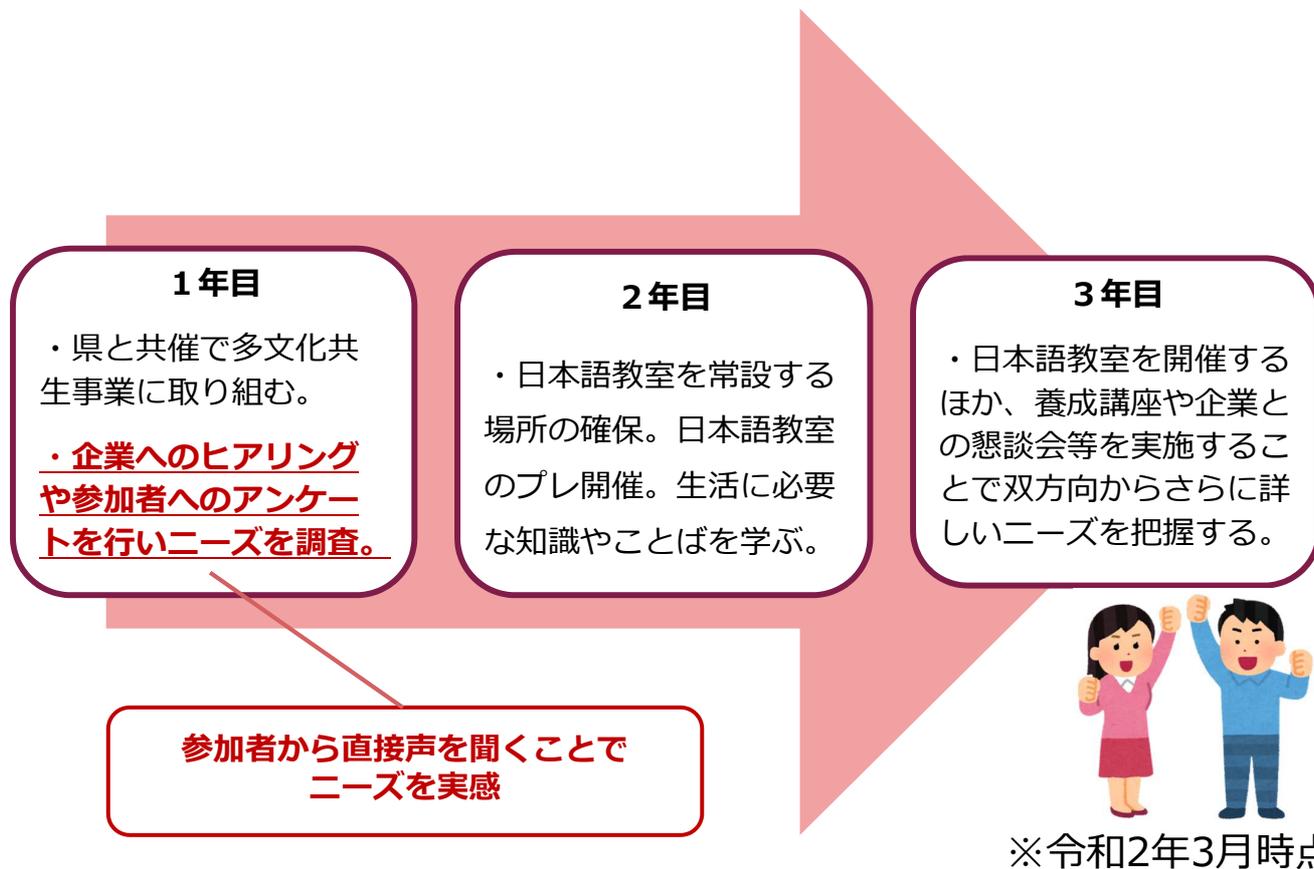
共通利用項目の調査
17言語で多言語版を公開

地域日本語教育スタートアッププログラムにおけるニーズの把握について①



地域日本語教育スタートアッププログラムにおけるニーズの把握について②

事例紹介① 中能登町教育委員会（石川県） ※令和2年3月時点



地域日本語教育スタートアッププログラムにおけるニーズの把握について③

事例紹介② 江田島市（広島県）

